

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第50号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正により戸籍の謄本、住民票の写し等の請求の根拠となる条文が変更されること等に伴い、規定を整備することとしました。

この条例中戸籍法に関する部分は戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日から、住民基本台帳法に関する部分は住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第50号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「第10条第1項」の右に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

区 分	単 位	手 数 料
住民基本台帳法（以下この表において「法」という。） 第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の 一部の写しの閲覧	1 件	円 350
法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2 項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民 票の写しの交付又は法第20条第1項、第3項若しく は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1 通	350
法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第 2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する 証明書の交付		350

法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又はその交付を受けた住民基本台帳カードの再交付	1 枚	500
---	-----	-----

附 則

この条例中別表第1の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日から、別表第4の改正規定は住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日から施行する。

（文化市民局市民生活部区政推進課）